



平成 24 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社夢テクノロジー  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 眞吾  
( J A S D A Q ・ コード 2 4 5 8 )  
問 合 せ 先  
役職・氏名 取締役管理本部長 佐藤 大央  
電 話 0 3 - 5 9 4 0 - 2 2 1 5

### 訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日、東京地方裁判所に対し、株式会社プロテック（以下「プロテック社」といいます。））、当社の元代表取締役徳丸剛氏、元取締役方山典優氏及び当社の元従業員を被告とする訴訟を提起いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 訴訟に至った経緯及び理由

平成 24 年 2 月 29 日付リリースにおいてお知らせしたとおり、コンプライアンス上及び社会通念上問題があると思われる、当社の顧客や社員を巻き込んだ同業他社の活動の実態調査のため、コンプライアンス調査委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本委員会は、本日まで計 4 回開催されております。

本委員会では、コンプライアンス上及び社会通念上問題があると思われる、当社の顧客や社員を巻き込んだ同業他社の活動に関する調査がなされ、その結果が適宜報告されるとともに、引き続き、従業員・顧客に対する聞き取り調査や、弁護士会照会制度の利用による各関係先への照会等、問題行為の有無に関する調査を実施しました。このような地道な調査の結果、一部業者により、当社の顧客を奪う行為等の存在が確認されるに至っております。

そして当社が顧客先に派遣していた社員が、プロテック社及びプロテック社に移籍した当社の元役職員により、顧客ごと引き抜かれた事実等が明らかとなり、本委員会は、かかる当社元役職員による引抜き行為が社会的相当性を逸脱する引抜き行為に該当する可能性が高いと判断しました。かかる引抜き行為は一般に「居抜き」での引抜き行為と呼ばれており、当社としては、かかる「居抜き」での引抜き行為は、企業がコストをかけて開拓した顧客と、教育費等をかけて育成した社員を、同業他社がわずかな労力で根こそぎ奪うものであ

り、企業から従業員を育成するインセンティブを奪い、安易な引抜き競争を招く行為として、派遣業界、ひいては日本の労働市場にとって由々しき行為であると考えております。

当社は、プロテック社及び当社元役職員に対し引抜き行為をやめるよう通告いたしました。が、プロテック社は社会通念上相当な営業活動であると主張しており、今後も引抜き行為が行われる可能性が高いものと考えております。

そして、かかる引抜き行為による当社の損害は甚大なものであり、今後も損害の発生が高度に予想されることから、同損害の回復及び将来の損害の発生を回避するため、やむを得ず訴訟を提起することと致しました。

## 2. 本訴訟の概要

### (1) 当事者

原告：株式会社夢テクノロジー

被告：株式会社プロテック、当社元代表取締役徳丸剛氏、当社元取締役方山典優氏、  
その他当社元従業員

### (2) 主な訴求内容は、以下のとおりです。

不法行為に基づく損害賠償請求訴訟

請求額 金1億1793万円

## 3. 今後の見通し

本訴訟の進捗に応じて、必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせします。

なお、本訴訟が当社の業績予想に及ぼす影響は、現時点では軽微であると考えております。

当社は、派遣業界全体として、不当な営業活動を防止し、派遣業界のコンプライアンスの向上と公平・公正な競争秩序を取り戻すため、最大限の努力をするとともに、本業界の健全な発展を願い、尽力して参ります。今後本件に関して新しい事実が発見された場合には、追加で訴訟を提起することも予定しております。

以 上